

議案第 8 号

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「環境施策」を「地球温暖化対策をはじめとする環境施策」に改める。

第11条の見出しを「（環境行政・温暖化対策推進総合調整会議）」に改め、同条第1項中「川崎市環境調整会議」を「川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議」に改め、同条第2項中「副市長及び環境施策にかかわる市の関係局長の長」を「市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び市長が定める職員」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

環境調整会議を環境行政・温暖化対策推進総合調整会議に改めるため、この条例を制定するものである。